

特殊詐欺被害の未然防止に向けた当組合の取組みについて

平成 30 年 2 月 28 日
秦野市農業協同組合

当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記のとおり J A 貯金口座でのお取引を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

本県において特殊詐欺（盗難カード、振り込め詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、金融機関職員や警察等を名乗り、高齢の方からキャッシュカードを詐取し、A T Mからお金を引き出すなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます

記

1 対象となるお客さま

過去 3 年以上、J A 貯金口座でのお取引がない満 7 0 歳以上の個人のお客さま

2 利用制限について

上記 1 . に該当するお客さまは、J A バンクキャッシュカードを利用した 1 日あたりの「出金＋振替（振込含む）合計金額」を 0 円に制限させていただきます。

3 利用制限の開始日

平成 3 0 年 4 月 2 6 日（木）

4 その他

- ・対象となったお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。
- ・対象の有無問わず、キャッシュカードの利用停止を希望されるお客さまは、キャッシュカードの発行店窓口までご相談ください。

以 上